

令和6年（行ウ）第27号 診療報酬請求事件

原告 藤巻 拓郎

被告 社会保険診療報酬支払基金

東京地方裁判所 民事第2部合議D c 係 御中

令和7年1月30日

〒112-0006 東京都文京区小日向4-4-3-102

原告 藤巻 拓郎 印

準備書面（8）

第1 適時提出主義違反

- 1 被告は、準備書面を口頭弁論期日の前日である1月29日夕刻に原告に送付したが、提出の期限1月20日を9日過ぎていた。

これは、適時提出主義（民事訴訟法156条）に反するものであり、不誠実な訴訟態度であるので、原告はあらためて被告に強く抗議する。

- 2 しかも、被告の準備書面には認否の記載のみで、主張がない。

被告は10月3日の口頭弁論期日において、裁判長から、再診料算定とする合理的な理由について被告側の見解を示すよう促されたにもかかわらず、前回12月12日の口頭弁論期日に、準備書面を提出しなかった。そして、その際、被告訴訟代理人は「認否自体は終えている」と法廷で発言していた。

3 そうであったにもかかわらず、また12月12日に裁判長から「次回は確実に提出して下さい」と要請されていたにもかかわらず、今回の被告準備書面（5）の内容が認否のみで主張がないことは、被告がいたずらに訴訟遅延を図る意図であるか、被告には述べるべき合理的主張が存在しないかのいずれかであると考えられる。

そのいずれであっても、被告が適時に準備書面を提出しなかったことについて酌むべき事情はないから、被告の準備書面（5）は時機に遅れた攻撃防御方法として却下されるべきであり（民事訴訟法157条）、裁判所はこれまでに提出された訴訟資料を基礎として審理を進めてください。

第2 被告準備書面（5）への反論

上述の通り、被告の時機に遅れた準備書面は却下されるべきであるが、念の為、反論する。

1 被告は準備書面（5）第1（4）アにおいて、行政庁が行う行為に理由を示さなければならないのは、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合や、行政庁が不利益処分をする場合に限られるところ、被告による減点査定（不払い）は処分性が認められないから、理由の提示は必要ない旨、主張するつもりのものである（ただし、主張がないので断定はできない）。

2 しかし、「法に基づく行政」であることが求められることは当然であり、「国民の権利義務を設定し、またはその範囲を確定する行為」、すなわち「処分」以外の行政庁の行為に、不合理や法令違反があってはならないのは言うまでもない。そのように解さなければ、処分とはいえない多くの行政庁の行為が、不合理であっても、また法令違反の内容であっても、これ

に根拠規定や法令の適用関係などの理由を示すことなく行えることとなり、行政庁の恣意を抑制し判断の合理性を担保するとともに、行政行為の相手方の不服申し立ての便宜を図ろうとした行政手続法8条や14条の趣旨を没却する。

- 3 原告は、『「処分」でない行政庁の行為については行政手続法の趣旨が全く及ばず、行政庁の恣意が容認され、合理性が担保されなくてもよいのか』、との問題提起を行うものであり、その答えは「否」であると考える。
- 4 行政法の基本書にも、同様の問題意識を示すものがある。例えば、阿部泰隆 神戸大学名誉教授は、行政法再入門（下）〔第3版〕p（五）2行目に、「行政手続法、行政不服審査法は処分を対象とし、それ以外は法の空白状態に近いが、それは行政の行為形式重視の理論のさびしい反映である。」と述べ、「行政法は、・・・憲法のもと、民刑事法と並ぶ基本法であるので、適切に作られ、運用されないと、社会は極めて貧しいものになる」、「行政が過大であれば、官と関連産業が不当に利益を貪」る、と危惧している。
- 5 この点について、裁判所のお考えをお示し下さい。

以上

文 献

阿部泰隆 行政法再入門（下）〔第3版〕 信山社 2024

はしがき 三 行政の法システムの在り方 p（四）―（五）